

四半期報告書

(第23期第3四半期)

自 平成29年10月1日

至 平成29年12月31日

株式会社デジタルガレージ

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

第23期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）

四半期報告書

- 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成30年2月13日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社デジタルガレージ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	8

2 役員の状況

	8
--	---

第4 経理の状況

	9
--	---

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13

2 その他

	16
--	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報

	17
--	----

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員グループCEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員SEVP 曾田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員SEVP 曾田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期 第3四半期連結 累計期間	第22期
会計期間		自 平成29年 4月1日 至 平成29年 12月31日	自 平成28年 7月1日 至 平成29年 3月31日
売上高	(百万円)	43,921	36,451
経常利益	(百万円)	4,187	3,678
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益	(百万円)	4,052	4,289
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,698	4,750
純資産額	(百万円)	38,759	34,371
総資産額	(百万円)	118,170	91,686
1株当たり四半期（当期）純利益	(円)	85.97	91.11
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益	(円)	85.41	90.68
自己資本比率	(%)	31.8	36.6

回次		第23期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成29年 10月1日 至 平成29年 12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	33.11

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第1四半期連結会計期間より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第22期連結会計年度についても百万円単位に変更して表示しております。
4. 前連結会計年度より、連結決算日を6月30日から3月31日に変更したことから、第22期は、第3四半期連結財務諸表を作成しておりません。これに伴い、第22期第3四半期連結累計期間及び第22期第3四半期連結会計期間の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
5. 前連結会計年度より、連結決算日を6月30日から3月31日に変更しております。これに伴い、第22期連結会計年度においては、当社及び6月決算から3月決算に変更した連結対象会社は9ヶ月間（平成28年7月1日～平成29年3月31日）、連結決算日変更前から3月決算であった連結対象会社は12ヶ月間（平成28年4月1日～平成29年3月31日）を連結対象期間とした決算となっております。
6. 第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っております。第22期連結会計年度については、当該会計方針の変更を反映した組替後の数値を記載しております。なお、会計方針の変更の内容については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善などを背景として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外におきましては、米国やEU諸国などの不安定な政治情勢や、アジア地域などにおける地政学的リスクの高まりなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。一方で、インターネットビジネスを取り巻く環境につきましては、平成28年9月末時点での国内のインターネット利用者数は1億84万人、人口普及率は83.5%と前年比ほぼ横ばいとなっておりますが、端末別の利用者の割合をみるとスマートフォンは57.9%（前年比3.6ポイント増）と継続的に拡大基調にあります（注1）。また、平成28年のインターネット広告費は前年比18.6%増と高い成長率で拡大している運用型広告が市場を牽引し、前年比13.0%増の1兆3,100億円となり（注2）、消費者向け電子商取引（BtoC-EC）の市場規模は前年比9.9%増の15兆1,358億円と堅調に拡大を続けております（注3）。

出所 （注1）総務省「平成28年通信利用動向調査の結果」

（注2）株式会社電通「2016年日本の広告費」

（注3）経済産業省「平成28年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」

このような事業環境の下、当社は当連結会計年度より「Open Incubation toward 2020」をスローガンに掲げた新中期経営計画をスタート致しました。「IT/MT/FT×Open Innovation」をスローガンとして掲げた前中期経営計画の基本方針は変えず、様々な企業と協力しながら技術革新を進める「Open Innovation」をさらに一歩進め、将来性のある事業の萌芽をグループ会社や他社との連携によるオープンなエコシステムのなかで育成するという意味を「Open Incubation」という言葉に込めております。スタートアップから大企業まで先進的取り組みを行う様々な企業と連携しながら、技術革新がもたらす新しいビジネスをコンテキストで結び、新しい日本をインキュベートしていきます。

新中期経営計画の策定に伴い、第1四半期連結会計期間より、従来の報告セグメントのうち、「メディアインキュベーション事業」を「ロングタームインキュベーション事業」へ変更致しました。この変更は、中長期かつ継続的な事業利益の創出に取り組むことを意図としたものであり、これに伴い従来「インキュベーションテクノロジー事業」に含まれていた一部の事業会社等を「ロングタームインキュベーション事業」に移管しております。

当第3四半期連結累計期間の業績につきましては、マーケティングテクノロジー事業、フィナンシャルテクノロジー事業及びインキュベーションテクノロジー事業が順調に推移した結果、売上高は43,921百万円、営業利益は2,192百万円となりました。また、ロングタームインキュベーション事業が堅調に推移したこと等により、持分法による投資利益1,914百万円を計上し、経常利益は4,187百万円となりました。さらに、関係会社株式売却益798百万円及び投資有価証券売却益717百万円を特別利益に計上したこと等から、税金等調整前四半期純利益は5,818百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は4,052百万円となりました。

なお、当社は、前連結会計年度より決算期の末日を6月30日から3月31日に変更致しました。これに伴い、平成29年3月期第3四半期連結財務諸表を作成していないため、対前年同四半期との比較分析は行っておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔マーケティングテクノロジー事業〕

マーケティングテクノロジー事業では、ウェブとリアルを融合した総合プロモーション及びインターネット広告等のウェブマーケティングやビッグデータを活用したデータマネジメントビジネスを行っております。

インターネット広告を手掛ける当社マーケティングテクノロジーカンパニーは、前期に続きパフォーマンスアドが様々な分野に浸透し、売上が順調に拡大しました。広告種類別には、Facebook等のソーシャル広告の取扱いが拡大しました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は25,379百万円、税金等調整前四半期純利益は1,501百万円となりました。

〔フィナンシャルテクノロジー事業〕

フィナンシャルテクノロジー事業では、Eコマース（EC）をはじめとするBtoCの商取引に必要な不可欠なクレジットカード決済やコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供を行っております。

日本国内で決済事業を展開するペリトランス㈱及び㈱イーコンテクストにおいて、前期に引き続きCtoC領域（個人間取引）を中心に事業が順調に拡大していることに加え、飲食や不動産、葬儀など各業界に特化した非EC決済やQRコードの読み取りによる対面決済、さらに仮想通貨取引所向けの決済が増加した結果、決済の取扱高が市場成長率を上回って伸長致しました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は15,619百万円、税金等調整前四半期純利益は1,857百万円となりました。

〔インキュベーションテクノロジー事業〕

インキュベーションテクノロジー事業では、国内外のスタートアップ企業への投資・育成及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成などを行っております。

保有株式の一部売却による株式売却益を計上したことに加え、米国で企業向けにデータセキュリティ領域のソリューションを開発・提供しているNew Context Services, Inc.において、売上が順調に拡大しました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は2,355百万円、税金等調整前四半期純利益は1,778百万円となりました。

〔ロングタームインキュベーション事業〕

ロングタームインキュベーション事業では、当社がこれまで培ってきた投資育成や事業開発のノウハウを活かし、コンテンツ事業及びライフスタイル支援事業等の拡大を通じて、中長期的かつ継続的な事業利益の創出に取り組んでおります。

コンテンツ事業では、当社と㈱講談社との合弁会社である㈱DK Mediaが、雑誌のコンテンツとAI（人工知能）技術を組み合わせたコンプレーションメディア「HOLICS」を開設し、運営を開始致しました。

ライフスタイル支援事業では、従来持分法適用関連会社であった㈱DG Life Design（旧社名 ㈱HAMOLO）の株式を追加取得し、同社及びその子会社である㈱アカデミー・デュ・ヴァン、㈱Hampsteadを連結子会社化致しました。第2四半期連結累計期間の損益については持分法を適用し、当第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

当該3社を連結子会社化したことに加え、持分法適用関連会社である㈱カカクコの業績が堅調に推移した結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は567百万円、税金等調整前四半期純利益は1,835百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

なお、平成26年9月25日開催の第19回定時株主総会において継続することの承認を得ました「当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関する件」については、平成29年6月17日開催の第22回定時株主総会の終了の時をもって有効期間満了により非継続としております。

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に棄損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテキスト（文脈）」の提供で社会貢献することをミッション（使命）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的として参りました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテキスト（文脈）を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテキストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取り組みとして、平成30年3月期を初年度とする中期経営計画を策定し、実施しております。

ハ. 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大量買付行為が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、金融商品取引法、会社法、その他関係法令及び当社定款の許す範囲内において適切な処置を講じてまいります。

③ 上記取組みについての取締役会の判断

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも①の基本方針に沿うものであります。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、181百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,297,900	47,299,100	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	47,297,900	47,299,100	—	—

※ 「提出日現在発行数」欄には、平成30年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第20回新株予約権（平成28年9月29日株主総会の普通決議に基づき平成29年10月10日発行）

決議年月日	平成28年9月29日
新株予約権の数（個）	64,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,357
新株予約権の行使期間	平成29年10月11日から 平成29年10月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,357 資本組入額 1,179
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※3

※1 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※2 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (v) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権者が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日 ※	3,700	47,297,900	4	7,445	4	7,537

※ 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 112,800	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 47,177,400	471,774	同上
単元未満株式	普通株式 4,000	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	47,294,200	—	—
総株主の議決権	—	471,774	—

② 【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	112,800	—	112,800	0.24
計	—	112,800	—	112,800	0.24

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間より百万円単位をもって記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため前連結会計年度についても百万円単位に変更して記載しております。
- (3) 当社は、平成28年9月29日開催の定時株主総会の決議により、連結決算日を3月31日に変更しております。これに伴い、前連結会計年度は平成28年7月1日から平成29年3月31日までの9ヶ月決算となっており、前第3四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結累計期間の記載はしていません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,029	31,151
金銭の信託	2,264	8,537
受取手形及び売掛金	7,056	7,329
営業投資有価証券	11,856	12,922
投資損失引当金	△1,045	△1,227
商品	0	310
仕掛品	206	197
原材料及び貯蔵品	1	2
未収入金	15,422	24,456
その他	855	801
貸倒引当金	△23	△33
流動資産合計	59,624	84,448
固定資産		
有形固定資産	2,245	2,296
無形固定資産		
ソフトウェア	1,784	2,029
のれん	5,411	7,989
その他	27	28
無形固定資産合計	7,224	10,047
投資その他の資産		
投資有価証券	18,357	16,661
その他	4,266	4,748
貸倒引当金	△31	△31
投資その他の資産合計	22,592	21,378
固定資産合計	32,061	33,721
資産合計	91,686	118,170

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,713	4,203
短期借入金	3,800	2,900
1年内返済予定の長期借入金	3,137	2,165
未払法人税等	435	395
賞与引当金	202	238
預り金	25,127	45,931
その他	2,398	2,377
流動負債合計	38,815	58,211
固定負債		
長期借入金	17,207	19,819
その他	1,292	1,381
固定負債合計	18,499	21,200
負債合計	57,315	79,411
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,437	7,445
資本剰余金	2,946	3,158
利益剰余金	21,300	24,413
自己株式	△50	△26
株主資本合計	31,633	34,990
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	644	1,255
為替換算調整勘定	1,312	1,319
その他の包括利益累計額合計	1,956	2,575
新株予約権	648	839
非支配株主持分	132	353
純資産合計	34,371	38,759
負債純資産合計	91,686	118,170

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	43,921
売上原価	35,010
売上総利益	8,910
販売費及び一般管理費	6,717
営業利益	2,192
営業外収益	
受取利息	8
持分法による投資利益	1,914
その他	395
営業外収益合計	2,318
営業外費用	
支払利息	59
不動産賃貸原価	195
その他	68
営業外費用合計	323
経常利益	4,187
特別利益	
持分変動利益	26
投資有価証券売却益	717
関係会社株式売却益	798
その他	132
特別利益合計	1,675
特別損失	
固定資産除却損	33
投資有価証券評価損	10
その他	0
特別損失合計	44
税金等調整前四半期純利益	5,818
法人税、住民税及び事業税	1,470
法人税等調整額	269
法人税等合計	1,740
四半期純利益	4,078
非支配株主に帰属する四半期純利益	25
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,052

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	
四半期純利益	4,078
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	578
為替換算調整勘定	6
持分法適用会社に対する持分相当額	34
その他の包括利益合計	620
四半期包括利益	4,698
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	4,672
非支配株主に係る四半期包括利益	26

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

従来持分法適用関連会社であった(株)DG Life Design (旧社名 (株)HAMOLO) は、第2四半期連結会計期間より、株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外し、同社及びその子会社である(株)アカデミー・デュ・ヴァン、(株)Hampsteadを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第18号 平成29年3月29日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(改正実務対応報告第24号 平成29年3月29日)を第1四半期連結会計期間から適用し、国内関連会社が指定国際会計基準に準拠して作成した四半期連結財務諸表を当社の連結決算手続上、利用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は3百万円、為替換算調整勘定の前期首残高は3百万円減少しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費		703百万円
のれんの償却額		403

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月17日 定時株主総会	普通株式	942	20	平成29年3月31日	平成29年6月19日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	マーケティング テクノロジー 事業	フィナンシャ ルテクノロジー 事業	インキュベ ーションテクノ ロジー事業	ロングターム インキュベ ーション事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	25,379	15,619	2,355	567	43,921	—	43,921
セグメント間の内部 売上高又は振替高	23	4	709	15	753	△753	—
計	25,402	15,624	3,065	582	44,674	△753	43,921
セグメント利益	1,501	1,857	1,778	1,835	6,972	△1,153	5,818

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,153百万円には、セグメント間取引消去△2,915百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,790百万円及び全社営業外損益等3,551百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり、全社営業外損益等は主に本社機能から生ずる金融収支であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、新規メディアの創出及び事業運営を行ってまいりました「メディアインキュベーション事業」は、第1四半期連結会計期間より、「ロングタームインキュベーション事業」に区分を変更しております。この区分変更は、従来の新規メディアの創出に限らず、中長期かつ継続的な事業利益の創出に取り組むことを定義するための名称変更であり、これに伴い従来「インキュベーションテクノロジー事業」に含まれていた一部の事業会社等を「ロングタームインキュベーション事業」に移管しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結累計期間において、(株)DG Life Designの株式を追加取得し、連結の範囲に含めたことに伴い、「ロングタームインキュベーション事業」ののれんが2,984百万円増加しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	85円97銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 金額 (百万円)	4,052
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属す る四半期純利益金額 (百万円)	4,052
普通株式の期中平均株式数 (株)	47,143,641.79
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	85円41銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (株)	311,119.28
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月13日

株式会社デジタルガレージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田 慎 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	表 晃 靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小島 亘 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役林郁は、当社の第23期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。